

別 表

収用適格事業

土地収用法第3条に列挙されている、土地を収用し、又は使用することができる事業

1	道路法による道路、道路運送法による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法による路外駐車場
2	河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
3	砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
3の2	国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
3の3	国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設
4	運河法による運河の用に供する施設
5	国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
6	国、都道府県又は土地改良区が土地改良法によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
7	鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
7の2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
8	軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
8の2	石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する施設
9	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
9の2	自動車ターミナル法第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

10	港湾法による港湾施設又は漁港漁場整備法による漁港施設
10の2	海岸法による海岸保全施設
10の3	津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
11	航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標
12	航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
13	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
13の2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設
14	国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置
15	国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
15の2	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）
16	放送法による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備
17	電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物
17の2	ガス事業法によるガス工作物
18	水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
19	市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設
20	都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設
21	学校教育法第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
22	社会教育法による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）

23	社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
24	国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法による保健所若しくは医療法による公的医療機関又は検疫所
25	墓地、埋葬等に関する法律による火葬場
26	と畜場法によると畜場又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場
27	地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所
27の2	国が設置する平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による汚染廃棄物等の処理施設
28	卸売市場法による中央卸売市場及び地方卸売市場
29	自然公園法による公園事業
29の2	自然環境保全法による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業
30	国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域について同法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う50戸以上の一団地の住宅経営
31	国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
32	国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

33	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる業務の用に供する施設
34	独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設
34の2	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条第1号から第4号までに掲げる業務の用に供する施設
34の3	国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第13条第1項第1号、第14条第1号、第15条第1号若しくは第3号、第16条第1号若しくは第3号、第17条第1号又は第18条第1号若しくは第2号に掲げる業務の用に供する施設
35	前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設